

回答自治体名： いわき市

担当課室： 除染対策課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のままで構いません。

① 除染特別地域内の除染（国の直轄除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

【意見 1】

国が直轄で除染を行うこととされている『除染特別地域』については、『法第 25 条第 1 項』において、「その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみてその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が土壤等の除染等の措置並びに除去土壤の収集、運搬、保管及び処分（以下、「除染等の措置等」という。）」を実施する必要がある地域」と規定されているが、「その他の事情」に基づき、除染特別地域に指定された例があれば、ご教示願いたい。

また、「その他の事情」とは、具体的にどのような事情を想定しておられるのか。

② 汚染状況重点調査地域内の除染（市町村除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

【意見 1】

『法第 34 条第 1 項』において、都道府県知事等は、「汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定することができる」と規定されており、『法第 36 条第 1 項』において「法第 34 条第 1 項の規定による調査測定の結果その他の調査測定の結果により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下、「除染実施計画」という。）を定めるものとする」とある。

市町村が『除染実施計画』を策定するにあたっては、環境省から、大字単位で平均して毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の大字を『除染実施区域』とするよう指導されている。しかしながら、大字単位でこれを満たさない場合においても、いわゆるホットスポットと呼ばれる局所的に放射線量が高い地点が発見される状況にあり、現在のところ、除染実施区域外においては、調査測定のみしか認められず、法に基づく除染等の措置を講じることができない。

一方で、平成 23 年 11 月 11 日閣議決定の『放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針の概要』（照会時添付の資料 5）の記載では、『土壤等の除染等の措置に関する基本的事項』の中で、「追加被ばく線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行うとともに、地域の実情に十分に配慮した対応を行う」とあり、更にも、これまでも本市においては、市町村が必要と認めたホットスポット除染への対応を要望してきたものの、ホットスポット除染に関して、法に基づく具体的な対応は未だ実現に至っていないことから、法の施行・運用について、再考を促したい。

特に、道路側溝については、その地域の放射線量によらず、堆積物に比較的高濃度の放射性物質を含む例（指定廃棄物の指定基準を超過する例も多く確認されている）が多く見られるところであり、市町村が必要と認めるホットスポットとして一体的に除染が実施されるべきと考える。

道路側溝については、上流から下流へ、場合によっては除染実施区域から除染実施区域外へと流れ込み、最終的には川へ海へ流れることを考えれば、区域で分けるべきものではなく、集水畝等で放射性濃度の一定以上のものは、すべて除染の対象とすべきであり、除染で取り除くべきである。

なお、法に基づかない除染として、福島県による「線量低減化活動支援事業」も補助事業として、実施されているが、除去土壌等の処理スキームについて、法に基づく除染と異なり、中間貯蔵施設への搬入が認められない点（H23年度当該県補助金実施分を除く）や財源確保上の課題など、法とのすり合わせが必要であることを申し添える。

③ 中間貯蔵に関する御意見があればご記入をお願いします。

【意見1】

『法第二十五条』において、「除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分」を除染等の措置等と定めており、『汚染状況重点調査地域』内で『除染実施計画』に基づき行われる除染等の措置等も同様とされているところであるが、中間貯蔵施設への搬出に係る輸送については、除染等の措置等に含まれるのか明確と言い難い。中間貯蔵施設は、複数の汚染状況重点調査地域から除去土壌等が搬入されることから、搬出・搬入に係る輸送の措置を行う主体は国として明文化するべきであると考えます。

また、輸送に伴う道路拡幅工事等の必要な環境整備についても、同様に実施主体を明確にすべきであると考えます。

先般、国に対し除去土壌等の処理について、代行要請を行ったところであるが、今回特措法の施行状況を検討するのであれば、各市町村の仮置場等から中間貯蔵施設への搬入については、基本的に国が行うことを明文化したら良いのではないかと考えます。また、輸送に伴う道路拡幅工事等の実施主体についても同様である。

【意見2】

公園については、いち早く除染を進める必要があることから、公園内に現場保管（地下保管）しているところであり、廃棄物の量も公園毎に異なる。

中間貯蔵施設への本格搬出にあたっては、小口の保管量である公園からも、直接、中間貯蔵施設に搬出できるよう、小型、中型車両での搬出も検討願いたい。

【意見3】

除染作業で発生した除染廃棄物について、当市の学校施設では地下埋設の上、現場保管としているが、平成24年度に除染を実施した際に使用した、耐候性土の耐用年数は3年であるが、本年度で耐用年数を経過するため、施設の今後の安全を鑑みた場合、廃棄物の速やかな中間貯蔵施設への搬入をお願いしたい。

ご協力ありがとうございました。